



積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 一時払退職後終身保険-I <事務幹事>日本生命

商品内容のご説明

※別冊 P49～52 に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人	×	P41～42 P49～54

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～42 および P49～54 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。
在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

●財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保険料（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。また、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。ただし、契約日が2016年7月2日以降となるご契約から販売を休止しています。
- ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者（被保険者）に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

加入(増額)日：2022年5月1日 (ただし、半年払(賞与払)の保険料部分の加入(増額)日は2022年7月1日です。)

保険料	1口あたりの保険料	最低	最高
月払(給与払)	1,000円	5口= 5,000円	999口= 999,000円
半年払(賞与払)	10,000円	1口= 10,000円	999口=9,990,000円
退職時一時払	10,000円	10口=100,000円	999口=9,990,000円 <small>かつ、確定年金選択時は保険料払込期間満了時積立金相当額まで</small>

- 保険料はご加入者（被保険者）負担です。 ●月払(給与払)保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は4月給与から)
- 半年払(賞与払)保険料は年2回の賞与から控除します。(第1回目は夏の賞与から)
- 退職時一時払保険料は団体指定の口座に振込みいただけます。 ●半年払(賞与払)・退職時一時払を活用される場合でも、月払(給与払)のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日：(社員・嘱託)満60歳に達した日とします。(役員・再雇用嘱託・シニアスタッフ)満70歳に達した日とします。(ただし、再雇用嘱託・シニアスタッフが満70歳に達する前に契約満了を迎えられた場合は、契約満了日、役員が満70歳に達する前に退任された場合は、退任時までとします。)
- 保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が1年以上ある方に限ります。

●保険料の減額

- 別表1の事由に該当する場合に限り、保険料を減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。ただし、月払(給与払)5口・半年払(賞与払)1口を最低残すものとします。

別表1	①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合
-----	--

●保険料の払込中断

- 上記別表1の事由に該当し、やむを得ない場合に限り、保険料のお払込みを中断することができます。(ただし、月払(給与払)保険料のお払込みのみを中断することはできません。なお、月払(給与払)・半年払(賞与払)両方の保険料のお払込みを中断する場合は3年を限度とします。また、半年払(賞与払)保険料のお払込みのみを中断する場合は、期限はありません。)なお、保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。また、半年払(賞与払)保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払(賞与払)保険料部分の死亡加算はありません。

●保険料積立金の一部受取り(減口)

- 別表2の事由に該当し、やむを得ない場合に限り、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。なお、保険料積立金の一部受取りは最低30万円以上、1万円単位でお取扱いします。保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

別表2	①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済
-----	---

●年金の繰延

- ご希望により1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。

■給付額試算表

保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。月払(給与払)10口10,000円、半年払(賞与払)1口10,000円加入の場合(保険料払込期間満了年齢：60歳)

積立期間(年)	払込保険料累計額(万円)	積立金額(脱退一時金額)(約)(円)	10年確定年金基本年金月額(男女共通)(約)(円)	15年保証期間付終身年金基本年金月額(男性)(約)(円)	15年保証期間付終身年金基本年金月額(女性)(約)(円)
1	14	138,400	(1,200)	(500)	(400)
2	28	278,500	(2,400)	(1,100)	(1,000)
3	42	420,100	(3,600)	(1,700)	(1,500)
4	56	563,300	(4,900)	(2,200)	(2,000)
5	70	707,900	(6,200)	(2,800)	(2,500)
6	84	854,100	(7,400)	(3,400)	(3,000)
7	98	1,001,900	(8,700)	(4,000)	(3,500)
8	112	1,151,300	10,000	(4,600)	(4,100)
9	126	1,302,300	11,400	(5,200)	(4,600)
10	140	1,455,000	12,700	(5,900)	(5,200)
11	154	1,609,400	14,100	(6,500)	(5,700)
12	168	1,765,500	15,400	(7,100)	(6,300)
13	182	1,923,300	16,800	(7,800)	(6,900)
14	196	2,082,800	18,200	(8,400)	(7,400)
15	210	2,244,100	19,600	(9,100)	(8,000)
16	224	2,407,200	21,100	(9,700)	(8,600)
17	238	2,572,000	22,500	10,400	(9,200)
18	252	2,738,800	24,000	11,100	(9,800)
19	266	2,907,400	25,400	11,800	10,400
20	280	3,077,800	26,900	12,500	11,000
21	294	3,250,100	28,500	13,200	11,600
22	308	3,424,400	30,000	13,900	12,200
23	322	3,600,500	31,500	14,600	12,900
24	336	3,778,700	33,100	15,300	13,500
25	350	3,958,800	34,700	16,000	14,200
26	364	4,141,000	36,300	16,800	14,800
27	378	4,325,100	37,900	17,500	15,500
28	392	4,511,300	39,500	18,300	16,200
29	406	4,699,600	41,200	19,000	16,800
30	420	4,890,000	42,800	19,800	17,500
35	490	5,874,800	51,500	23,800	21,000
40	560	6,916,700	60,600	28,000	24,800

※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

〈当パンフレットに記載の給付額について〉

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払(給与払)12,226口、半年払(賞与払)3,838口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(2021年8月18日現在)および引受割合(2021年8月18日現在)に基づき計算しております。
 - この保険契約における2021年2月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
- 年度(2022年2月1日～2023年1月31日)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、2月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(5月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。

ケガ保険
病欠保険
賠償保険
携行品保険
ゴルフ向け保険
長期収入
社員グループ保険
医療保険
積立年金



積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 一時払退職後終身保険Ⅱ <事務幹事>日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～42 および P49～54 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険料払込期間中の給付内容

ご加入者（被保険者）が脱退されたとき

脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。

ご加入者（被保険者）が死亡されたとき

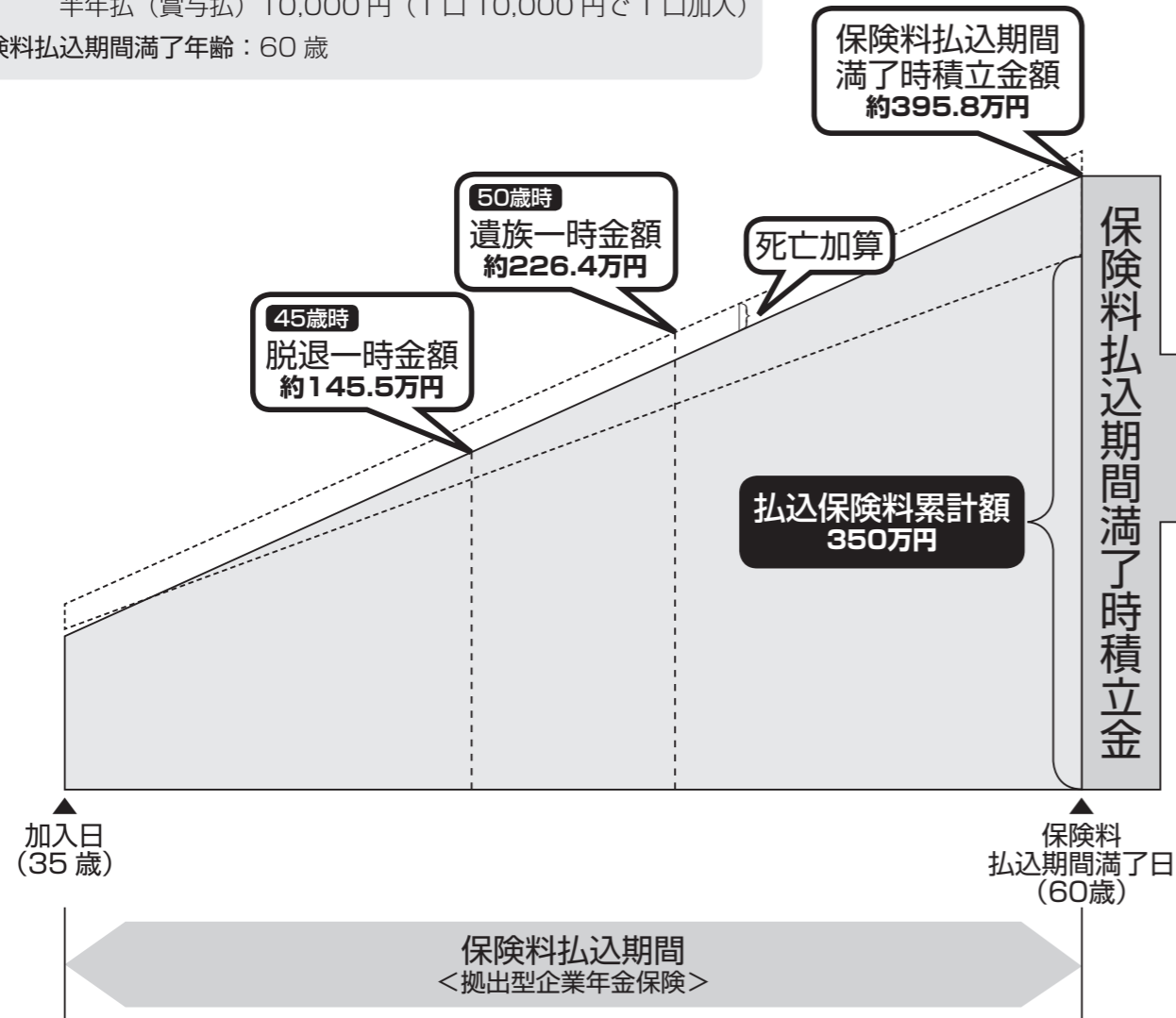
死亡時点の積立金額に月払（給与払）保険料の1倍、半年払（賞与払）保険料の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

新規加入や増額される場合、月払（給与払）保険料部分の死亡加算は5月1日から、半年払（賞与払）保険料部分の死亡加算は7月1日から適用されます。

【しくみ図】

ご加入例

- ご加入年齢：35歳（男性）
- 保険料：月払（給与払）10,000円（1口1,000円で10口加入）
半年払（賞与払）10,000円（1口10,000円で1口加入）
- 保険料払込期間満了年齢：60歳



※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

給付額について

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

保険料払込期間満了後の給付内容

I. 年金コース

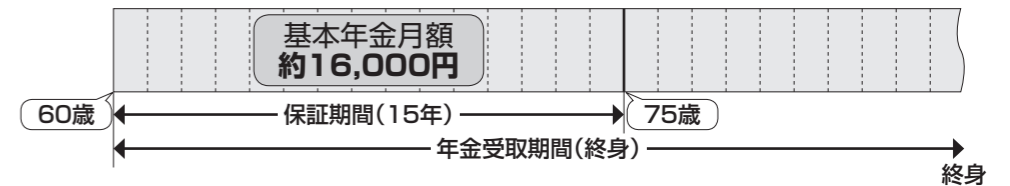
1 10年確定年金 <拠出型企業年金保険>

- 10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。



2 15年保証期間付終身年金 <拠出型企業年金保険>

- 15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
保証期間経過後はご加入者（被保険者）が生存されている限り年金をお支払いします。



II. 一時金コース

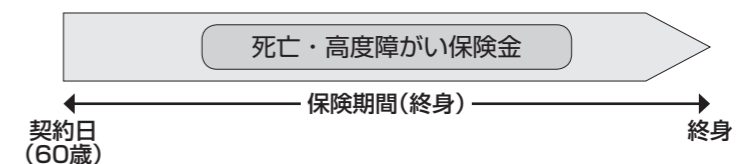
- 上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

一時金額 約395.8万円

III. 終身保障コース(注) <一時払退職後終身保険> (個人保険)

❗ 契約日が2016年7月2日以降となるご契約から販売を休止しています。

- 終身にわたって死亡・所定の高度障がいにより備えながら資産形成ができます。



(注)終身保障コースは、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。その他詳細については、42ページをご参照ください。

ケガ保険
病気保険
賠償保険
携行品保険
ゴルフ向け保険
サポート年金
長期収入
社員グループ保険
医療保険
積立年金



積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 一時払退職後終身保険Ⅲ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～42 および P49～54 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■ 給付内容

< 保険料払込期間満了後の給付内容 >

I. 年金コース (拠出型企業年金保険)

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。
※ 年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

10年確定年金、15年保証期間付終身年金

<< 10年確定年金 >>

- **年金受取期間中**
10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

<< 15年保証期間付終身年金 >>

- **保証期間中**
15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
- **保証期間経過後**
ご加入者（被保険者）が生存されている限り年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）
- 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 加入期間が2年以上かつ満50歳以上満70歳未満で退職した場合も、年金で受取ることができます。
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。また、次の個人保険を選択いただくこともできます。※ただし、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。
一時払退職後終身保険

II. 一時金コース

- 保険料払込期間満了時積立金を一時金としてお支払いします。

< 保険料払込期間満了後のお取扱い >

Ⅲ. 終身保障コース (一時払退職後終身保険)

※日本生命保険相互会社の個人保険です。

❗ 契約日が2016年7月2日以降となるご契約から販売を休止しています。

- 一時払退職後終身保険は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、日本生命保険相互会社を引受保険会社とする個人保険です。したがって、ご契約後のお手続等は、富士フイルムホールディングス株式会社を経由せず日本生命保険相互会社が直接取扱います。
- ご契約時に一時払保険料として保険料を一括して払込み（充当）いただくことにより、終身にわたって、死亡・所定の高度障がいにより備えながら資産形成ができます。
- ご契約にあたっては、拠出型企業年金保険に退職日直前まで2年以上継続して加入いただく必要があります。また、健康状態等について告知または診査が必要です。
- 拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。

【お支払事由の概要】

お支払事由の概要	契約時設定可能な保険金額
死亡保険金 死亡されたとき 高度障がい保険金 責任開始時以後に生じた傷害または疾病が原因で所定の高度障がい状態になられたとき	死亡・高度障がい保険金額は、最高3,000万円、最低50万円とします。

- 高度障がい保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。

- 当パンフレットに記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」に記載されております。
- 一時払退職後終身保険のお申込みにあたっては「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」を必ずご確認ください。

■ 「障がい」の表記
 当パンフレット（積立年金保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケガ保険
 病気保険
 携行品保険
 賠償保険
 ゴルフ向け保険
 サポートプラン
 長期収入
 社員グループ保険
 医療保険
 積立年金保険